

唐津市監査委員公告

住民監査請求に係る結果の公表について

令和8年3月26日付けで提出された住民監査請求について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月21日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 井 上 成 明

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

唐津市

2 措置請求書の提出日

令和 8 年 3 月 26 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求の唐津市職員措置請求書の提出があった。

3 請求の内容

本措置請求による「請求の要旨」は、次のとおりである。(原文のまま記載)

唐津市健康サポートセンター法面整備工事に関する措置請求の要旨

1 請求の趣旨

唐津市健康サポートセンター法面整備工事は令和 4, 5, 6 年の三年度で実施されたが、令和 6 年度(分の)工事は、令和 4 ないし 5 年度事業ではなかった、いわばやり残した部分(区域)を整備したものです。

令和 4, 5 年度工事の〈境、区分〉は、市は定かにしませんが、両工事の際設置した「丁張」のところまで工事がなされない状態(形状・外形)で、「完成」とされていました。令和 6 年度工事でその「(4・5 年度の)丁張」があったところまで法面が整備下にすぎません。

それは 4 年度ないし、5 年度(の可能性が濃厚)の「未了部分の補填」に他ならず、6 年度工事はやり残しの繕いで「無駄」と言わざるを得ません。

工事代金を 3・4%引きで「完成」としていた「5 年度工事」は、「未完では」との監査請求に対し、貴監査委員が妥当(完成)としている過去から、まぎれもなく「完成」していたということになります。ということは、完成したところでの(「未施工部分」)を整備(工事)した 6 年度工事は、まぎれもなく貴重な税金(予算)の浪費にほかなりません。

そこには、不可解な理由で何度も「工期延期」したり、関係した職員が「あ

れは完成じゃなか」といったり不思議な経緯をたどっています。ぜひ、その「不思議の〈解〉」を詳らかにし、令和6年度工事は、工事費3,4%引きで完成、とした同5年度の「未完成」のままだった部分で、同5年度で「完成させるべき工事(ところ)」に施したにすぎません。よって、同6年工事は無駄ということになります。そこで、同6年度工事費「1210000円」から、少なくとも同5年度で3,4%引きとした額(44000円)を差し引いた額を、同5ないし6年度工事に関係した職員に、市に返還するよう求め、加えて類似案件の再発防止につながる監査(判断)を求めます。

4 事実証明書

請求人により、以下の事実証明書の提出があった。

資料1 法面整備工事についてのお知らせの写し

資料2 令和5年12月25日付け 唐津市監査委員公告 住民監査請求に係る結果の公表についての写し

【令和8年3月30日追加提出】

資料3 現況写真

資料4 丁張りの基本的な役割・丁張りの重要性

資料5 健康サポートセンター法面整備工事(令和5年度実施)の成工写真の写し

令和5年8月25日発議 健康サポートセンター法面整備工事の工事打合せ簿の写し

資料6 令和7年2月27日起案 唐津市健康サポートセンター法面整備工事の工事施工伺の写し

唐津市健康サポートセンター裏の法面状況写真の写し

令和5年4月14日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の工事施工伺の写し

令和7年3月31日付け 唐津市健康サポートセンター法面整備工事引渡書の写し

令和 7 年 4 月 2 日起票 唐津市健康サポートセンター法面整備工事
の支出命令書の写し

唐津市健康サポートセンター法面整備工事（令和 6 年度実施）の成
工写真の写し

【令和 8 年 4 月 8 日追加提出】

資料 7 令和 5 年 12 月 25 日付け 唐津市監査委員公告 住民監査請求に係
る結果の公表についての一部に請求人の意見を付した資料

第 2 請求の受理

本措置請求については、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請
求の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 4 月 1 日付けでこれを受理した。

なお、令和 8 年 3 月 31 日付けで請求の要旨について補正が提出され、これ
を受理した。

（「3 請求の内容」は補正後のもの）

第 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 21 日に請求人か
ら陳述を受けるとともに以下の証拠（追加書類）の提出を受けた。

追加書類 追加説明書

資料 8 2 月 27 日付け職員とのやり取りに係るメモ

資料 9 職員名簿（H17 年度～R7 年度）

資料 1 0 令和 5 年 5 月 17 日起案 健康サポートセンター法面整備工事の
変更契約の締結について（伺い）の写し

令和 5 年 5 月 31 日起案 健康サポートセンター法面整備工事の
変更契約の締結について（伺い）の写し

令和 5 年 6 月 30 日起案 健康サポートセンター法面整備工事の
変更契約の締結について（伺い）の写し

資料 1 1 唐津市健康サポートセンター法面の模型

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人から提出された請求書、事実証明書及び陳述等により、監査対象事項を次のとおり整理した。

- (1) 工事の内容について
- (2) 工事の必要性について
- (3) 工事契約金額について

2 監査対象部局

本措置請求による監査は、唐津市健康サポートセンター法面整備工事（以下「令和6年度法面整備工事」という。）を担当する健康づくり部健康増進課（以下「担当課」という。）を対象部局とした。

第5 監査の結果

1 事実の確認

(1) 本件の概要について

工事名	唐津市健康サポートセンター法面整備工事
工事場所	唐津市健康サポートセンター
契約期間	令和7年3月11日から令和7年3月31日まで
契約金額	1,210,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）
施工理由	唐津市健康サポートセンター裏にある法面が崩壊の危険性があるとして、令和4・5年度に整備工事を実施した。しかしながら、現在も崩壊の危険性が残っていると判明したため、早急に工事を行うもの

工事施工業者 A社

(2) 本件の経緯

唐津市健康サポートセンターが現在地（唐津市二太子1丁目5番1号）に設置された令和元年度時点で当該法面には樹木が生い茂っており、台風・強風の際には風当たりが強い当該法面に若干の崩れ等が見られていたため、令和

3年度に境界復元測量を行い、令和4年度から令和5年度にかけて法面整備工事を行った。

しかしながら、令和5年度に実施した健康サポートセンター法面整備工事（以下「令和5年度法面整備工事」という。）については隣接者（本件における請求人と同一人物）との間で適切な協議が行われなかったため協議が整わず、工事内容を変更するとともに契約変更し、工事を完了したが、その後も唐津市健康サポートセンター裏にある法面が崩壊の危険性が残っているとして令和6年度法面整備工事が実施された。

なお、令和5年度法面整備工事の支出に関して同請求人より住民監査請求がなされ、監査の結果、棄却した。

2 事実の検証及び判断

監査対象事項について、請求人の主張と工事関係書類及び関係職員の説明等について整理した。

(1) 工事の内容について

請求人は、令和4・5年度工事の際に「丁張り」が設置されたが、令和5年度法面整備工事ではその部分まで工事が施工されず完成とされており、令和6年度法面整備工事については、その「未了部分の補填」であり、令和5年度法面整備工事において「完成させるべき工事（ところ）」を施工したにすぎないと主張している。

担当課への聴取によると、法面の張芝による仕上げなど施工方法が異なる部分はあるものの、令和6年度法面整備工事では、請求人が主張する令和5年度法面整備工事の当初計画において施工予定だった部分を工事したものであることは認めている。また、令和6年4月26日に市と請求人との間で行われた話し合いの記録や同年5月16日付けの請求人宛て文書においても、市側より「残工事」を施工させてほしい旨の記載があることを確認した。

(2) 工事の必要性について

請求人は、令和6年度法面整備工事については、令和5年度法面整備工事の「未了部分の補填」であり、やり残しの繕いで「無駄」な工事であると主

張している。

上記(1)のとおり、担当課においても令和6年度法面整備工事は、令和5年度法面整備工事の当初計画において施工予定だった部分を工事したものであることは認めているところであるが、工事そのものが「無駄」であり、不必要な工事であったかを判断していく。

工事関係書類を確認すると、令和7年2月27日起案の工事施工伺において「現在も崩壊の危険性が残っていると判明したため、早急に工事を行う」との理由により、予算を流用し工事が施工されていたが、判明した客観的事実が示されていなかったため担当課に確認したところ、事情変更等の事実はなかった。更に聴取したところ、令和5年度法面整備工事が隣接者との協議が整わず、当初計画どおり施工することができずに変更契約を行い、工事を完了させたが、市内部での継続的な検討を行う中で、施工予定だった部分の山肌が露出した状態であり、令和5年度法面整備工事の当初設計で予定していた部分まで整備しないと、法面崩壊の危険性が完全には解消されないとの結論に至ったため、隣接者とも協議し、令和7年2月にその同意を得ることができたので令和6年度法面整備工事を実施したとのことであった。この点において、工事施工伺に記載の施工理由が事実に基づくものとは言い難く、また、内部での意思決定に係る文書が存在しなかったことは不適切であると言わざるを得ず、当該箇所の防災工事としての計画性があったとは言えない状況であった。

しかしながら、令和5年度法面整備工事が設計変更時点で災害防止上の必要な工事内容で施工し、完了されていたものの、当初設計が山側の地形を考慮し計画されていることから考えると、法面崩壊の危険性が完全には解消されていないとの考えは否定できず、災害防止の必要性から令和6年度法面整備工事の実施には理由があったものと判断できる。

(3) 工事契約金額について

令和6年度法面整備工事の施工に当たっては、予定価格を算定するため令和7年2月21日付けで都市整備部に設計依頼し、同月26日に設計書の回答

を受けている。当該設計書における設計金額は 1,254,000 円となっており、公共工事設計単価等を用い、適正に積算されていると判断した。また、契約金額 1,210,000 円は、予定価格の範囲内であることを確認した。

なお、令和 5 年度法面整備工事の当初設計では、法面整形に係る盛土工において、隣接地との境界付近を掘削することにより生じる土を流用し使用するよう計画されていたが、隣接者との協議が整わなかったため、令和 6 年度法面整備工事では新規土を使用するよう変更されていた。また、張芝による仕上げについても令和 5 年度法面整備工事の当初設計では計上されていなかったが、法面保護の必要性から令和 6 年度法面整備工事で施工内容とされていることを確認した。

3 結論

本件令和 6 年度法面整備工事に係る支出が、違法又は不当な公金の支出にあたるかどうか、また、これにより本市に損害が生じ、請求人から求められた措置を行う必要があるかについて判断する。

本措置請求において請求人は、令和 6 年度法面整備工事については、令和 5 年度法面整備工事の「未了部分の補填」であり、令和 5 年度法面整備工事において「完成させるべき工事(ところ)」を施工したにすぎないと主張しているが、この点については、担当課への聴取においても、請求人が主張する令和 5 年度法面整備工事の当初設計において施工予定だった部分を工事したものであることは確認した。

次に、令和 6 年度法面整備工事が、令和 5 年度法面整備工事の「未了部分の補填」であり、やり残しの繕いで「無駄」な工事であるとの請求人の主張については、令和 6 年度法面整備工事の施工理由が一部不適切であると言わざるを得ないが、工事の実施については、今回施工部分まで整備しないと法面崩壊の危険性が完全には解消されないとの考えは否定できず、令和 6 年度法面整備工事の実施が、裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまでは言えない。

また、請求人は、令和 6 年度法面整備工事費 1,210,000 円から、令和 5 年度法面整備工事の変更契約において減額した 44,000 円を差し引いた額 1,166,000

円を、市に損害を与えた額とし、令和5年度ないし令和6年度工事に関係した職員に、市に返還するよう求めており、これは令和5年度法面整備工事の際に当初計画どおり施工していたならば令和6年度法面整備工事自体、発生しなかったとの主張であるが、前回の住民監査請求において、令和5年度法面整備工事が隣接者との協議が整わず、施工内容を変更することで完了としたことについて、違法又は不当な財務上の行為又は財務に関する怠る事実があったとまでは言えないと判断しているところである。したがって、令和6年度法面整備工事が令和5年度の当初設計での施工予定であった部分であるにしても、新たに実施された工事であり、工事内容に比して、その契約額は妥当なものであることを確認している。また、予算執行に当たって予算流用が行われているが、適切に歳出予算科目の節間で行われ、支出及び支出の原因となった契約手続においても適正な専決権者によりなされており、違法又は不当な財務上の行為又は財務に関する怠る事実があったとは言えない。更には、工事完了後、完了検査を経て市に引き渡されているため、市に損害はないものと判断する。

以上のことから、本措置請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

第6 監査委員の意見

本措置請求の監査の結果については、先に述べたとおりだが、当該箇所においては令和4年度から複数年に渡り法面整備工事を実施しており、前回の住民監査請求による監査結果においても意見したところであるが、これらの工事のように隣接者の理解、協力が必要な場合においては、全体的な工事計画を立て、当該計画をもって隣接者等工事に関係する市民に対し丁寧な説明を行い、合意の上で実施する必要があることは言うまでもない。その全体計画がないまま、隣接者への説明と協議が不足していたため、令和5年度法面整備工事では当初設計どおり実施できず、施工内容を変更し工事を完了させる結果となっている。また、令和6年度法面整備工事においても、内部での意思決定に係る文書の不備など、およそ一貫した計画に基づき実施されているとは言えない状況であり、その結果が本措置請求に至ったものであると考える。本来であれ

ば、全体的な計画を策定した上で必要な予算措置を行い、その計画に基づき隣接者と丁寧な協議を行う必要があったことは言うまでもない。

行政において事務事業を執行する上では、計画に基づき必要な予算措置を行うとともに、市民への丁寧な説明を行うことが、質の高い行政事務の執行及び市民サービスの向上につながるものである。今回、計画的な予算執行に欠けていたため本措置請求に至った経緯を厳しく受け止め、市長にあっては職員に対する指導及び監督を徹底されたい。